

家計の税・保険料負担： 『全国消費実態調査』を用いた計測*¹

大野 太郎*²
中澤 正彦*³
松田 和也*⁴
菊田 和晃*⁵
増田 知子*⁶

要 約

本稿では家計の税・保険料負担に関する実態把握を目的に、総務省『全国消費実態調査』の家計マイクロ・データを用いた計測を行う。負担構造を生涯ベースで捉えるためには生涯所得階層別の作成が必要となるが、ライフサイクル仮説に基づくとき消費は生涯所得の代理変数となり、近年この点を利用して生涯ベースの負担を試算する取り組みがある。但し、特定の消費支出については一時的に大きな支出をせざるを得ず、ライフサイクルの中で平準化できないものもある。そこで本稿では生涯所得をより適切に反映する消費指標に検討を加えつつ、同様のアプローチを採用して試算を行った。

考察の結果、生涯ベースで捉えるとき、（1）所得税・住民税・消費税は累進的であること、（2）年金保険料・健康保険料・介護保険料は概ね比例的であること、（3）所得税・住民税の累進性は1時点ベースよりも小さいこと、などが確認された。

キーワード：家計、マイクロ・データ、税負担、社会保険料負担

JEL Classification：H24, H55

I. はじめに

今日、日本財政は非常に厳しい状況にある。の高まりが大きく影響しており、そのため社会一つの背景には高齢化の進展に伴う社会保障費 保障財源をどのように賄うかが重要な課題とな

* 1 本稿の作成にあたっては宇南山卓氏（財務省財務総合政策研究所）、三好向洋氏（愛知学院大学）、及びフィナンシャル・レビュー論文検討会議の参加者から貴重なコメントを賜った。記して謝意を表す。なお、本稿の内容は著者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

* 2 尾道市立大学経済情報学部講師／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

* 3 京都大学経済研究所准教授

* 4 財務省財務総合政策研究所客員研究員

* 5 財務省財務総合政策研究所研究員

* 6 財務省財務総合政策研究所研究員

っている。こうした中、家計に更なる税・保険料負担を求めざるを得ないとする意見は少なくないが、今後の具体的な方向性を検討するにあたってはまず家計の税・保険料負担の実態を把握することが重要である。これまでも家計の税・保険料負担を計測する研究は少なくなく、さまざまな考察が進められている。その中で近年、家計のマイクロ・データ（個票データ）を用いた研究が増えてきているのも特徴の一つである。

この研究分野は当初、利用統計の制約から、負担の時間単位として（ある調査時点における年間あるいは月間といった）「1時点ベース」に基づく負担の計測を行うことが多かった¹⁾。このうち、税・保険料の負担構造に注目すれば、先行研究からは主に以下のような結果が示されている（表1を参照）。

- ・直接税負担（所得税・住民税）は累進的である。【田中 2010】
- ・消費税負担は逆進的である。【田中 2010, 高山・白石 2010, 白石 2011】
- ・社会保険料負担は逆進的である。【阿部 2000, 田中 2010】
- ・税・保険料の合計負担は累進的だが、比例的に近い。【田中 2010】

これに対して、近年はライフサイクルの視点を考慮して、利用統計の制約を前提としつつも特別集計を行って生涯の所得水準や税・保険料

負担額を求め、「生涯ベース」に基づく負担の計測を行う動きも出てきた（大竹・小原 2005, 小塩 2009, 白石 2011）。

また、これまでは各種階層別のうち、家計の区分をその経済力に基づいて行う場合には主に所得階層別を用いることが多かったが、近年この所得階層別という区分そのものに対して留意すべき点が指摘されている。すなわち、特定の1時点における所得水準は当該家計の真の経済力を反映していないかもしれない。例えば、八塩・長谷川(2009)は「所得は勤労の引退や転職といったライフサイクルの影響で大きく変動する一方、個人は恒常所得の大きさある程度見通しつつ所得変動を貯蓄で調整し、消費をより安定的に行う」（八塩・長谷川 2009, p.27）とし、家計の恒常所得は消費に反映されるとしている²⁾。そして、宇南山(2011)が指摘するように「消費のライフサイクル仮説に基づけば、消費は家計の期待生涯所得を反映しており、1時点の所得や資産よりも正確な経済厚生 の尺度となると考えられる。その意味で経済的な豊かさの水準で家計を分類するのにより適した分類は『消費水準別』の集計」（宇南山 2011, p.14）であり、すなわち家計の恒常所得（期待生涯所得）に対する代理変数として消費水準を使用し て考察することが求められている。

これらの点を踏まえつつ、本稿では総務省『全国消費実態調査』の家計マイクロ・データを用いて家計の税・保険料負担について計測を行う。負担構造を生涯ベースで捉えるためには生涯所

1) 税制・社会保障分野のマイクロ・データ分析については、(1) 調査票に記載された税・保険料負担額（記入値）をそのまま用いる場合もあれば、(2) 調査票に記載された世帯や所得などの情報を利用して、それを現実の制度に当てはめて算出される税・保険料負担額（理論値）を用いる場合もある。最近では税制・社会保障分野などでも、導入前や導入予定の諸政策が家計に及ぼす影響を考察するマイクロ・シミュレーション分析が盛んであるが、この場合も理論値を用いたケースに該当する。ここで取り上げる先行研究は基本的に前者（記入値）のケースに該当し、本稿もまたそれに含まれる。

2) こうした指摘の前提として、家計消費について恒常所得仮説・ライフサイクル仮説が成り立つかどうかは重要な点である。これについて、阿部(2011)はアメリカの研究成果を紹介し、「消費は長期的な所得変動に反応し…（中略）…この結果はFriedman(1957)が提示した恒常所得仮説、すなわち、消費は恒常的な所得変化に対して反応するという仮説に沿うものになっている」（阿部 2011, p.72）と述べると共に、日本においても家計の消費は長期的な所得変化に対してより反応することを示しながら同様の旨を指摘している（阿部 2011, p.70）。

表1 税・保険料負担に関する先行研究

＜税・保険料負担の実態に関する個票データ分析＞				
論文	利用している統計調査	統計調査年	主な考察対象	税・保険料負担に関する分析結果
阿部(2000)	所得再分配調査	1990, 1993, 1996年	社会保険料(年金・医療)	・社会保険料負担は逆進的。 ・医療保険料の逆進性は年金保険料よりも大きい。
大竹・小原(2005)	全国消費実態調査	1999年	消費税	・生涯所得ベースの下、消費税負担は累進的。
府川(2006)	所得再分配調査	1987, 1990, 1993, 1996, 1999, 2002年	直接税(所得税・住民税等) 社会保険料(年金・医療・介護・雇用等) 社会保障給付	・直接税負担は累進的。 ・社会保険料負担は逆進的。
小塩(2009)	国民生活基礎調査	1998, 2001, 2004, 2007年	直接税(所得税・住民税等) 社会保険料(年金・医療・介護・雇用等) 社会保障給付	・生涯所得ベースの下、直接税負担は累進的。 ・生涯所得ベースの下、社会保険料負担は逆進的。
田中(2010)	国民生活基礎調査 所得再分配調査	2001, 2004, 2007年 1993, 1996, 1999, 2002, 2005年	直接税(所得税・住民税) 消費税 社会保険料(年金・医療・介護・雇用等) 社会保障給付	・直接税負担は累進的。 ・消費税負担は逆進的。 ・社会保険料負担は逆進的。 ・税・保険料の合計負担は累進的だが、比例的に近い。
高山・白石(2010)	全国消費実態調査	2004年	消費税	・消費税負担は逆進的。
白石(2011)	全国消費実態調査	2004年	消費税	・生涯所得ベースの下、消費税負担は逆進的。
＜間接税負担の実態に関する集計データ分析＞				
論文	利用している統計調査	推計対象年	主な考察対象	税・保険料負担に関する分析結果
上村(2006)	家計調査ほか	1950-2003年度	間接税(消費税・個別間接税)	・間接税負担は逆進的。
橋本(2010)	全国消費実態調査ほか	2004年	消費税	・生涯所得ベースの下、消費税負担は逆進的。
斉藤・上村(2011)	家計調査ほか	2001-2007年度	間接税(消費税・個別間接税)	・消費税負担は逆進的。 ・個別間接税を含めた間接税負担は逆進的。

(注) 府川(2006)や小塩(2009)では、「直接税」の中に所得税や住民税のほか、固定資産税、自動車税、軽自動車税が含まれる。

得階層別の作成が必要となるが、ライフサイクル仮説に基づくとき消費は生涯所得の代理変数となり、この点を利用して生涯ベースの負担を試算する。こうしたアプローチは大竹・小原(2005)とも共通するが、主な相違点として2点挙げられる。第1に大竹・小原(2005)は特に消費税に焦点を当てた分析を行っているが、本稿では分析対象を各種の税・保険料(所得税、住民税、消費税、公的年金保険料、健康保険料、介護保険料、その他の社会保険料)に拡張する。第2に特定の消費支出については一時的に大きな支出をせざるを得ず、ライフサイクルの中で平準化できないものもある。そこで本稿では生涯所得をより適切に反映する消費指標に検討を

加え、具体的には消費水準が年齢階層間で最も平準化される対象項目を求めつつ、生涯所得階層別を作成する。

以下、本稿の構成を述べる。2節ではまず『全国消費実態調査』の調査方法と特徴を確認したのち、本稿で使用するデータや計測方法について説明する。次に3節では1時点ベースに基づく税・保険料負担の計測結果を確認したい。それを踏まえて、4節では生涯所得の代理変数として使用する消費水準について検討を加えたのち、生涯ベースに基づく税・保険料負担の計測結果を考察する。そこでは、1時点ベースと生涯ベースの比較についても注目したい。最後に5節で本稿の結論と今後の課題を述べる。

II. データと計算方法

ここでは、『全国消費実態調査』の調査方法とともに統計上の特徴を確認し、次に本研究における使用データ及び計測方法について説明する。

II-1. 『全国消費実態調査』の調査方法と特徴

『全国消費実態調査』はその目的を「国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする」こととしている。調査は5年おきに実施し、また調査対象は全国約57,000世帯（うち単身世帯4,400世帯）である。同様の目的を有している総務省『家計調査』

と比較するとき、調査頻度は少ないが、大規模調査ゆえに詳細な内容を得られる点が特徴である。

調査世帯の選定については全国から調査市町村、さらに調査単位区を選定したのち、各調査単位区から調査世帯を選定する。

調査票の種類としては「世帯票」「年収・貯蓄等調査票」「耐久財等調査票」「家計簿」があり、これらの調査票それぞれに詳細な調査事項が含まれる。このうち「家計簿」について、勤労者世帯と無職世帯の場合は調査期間内における収入や支出、税・保険料を記入する。一方、個人営業世帯など勤労者以外の世帯（無職世帯を除く）の場合は調査期間内における支出のみを記入する。

表2 『全国消費実態調査』の調査方法

	総務省『全国消費実態調査』
調査目的	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
調査頻度	5年おきに実施
調査対象	全国の世帯 (約57,000世帯, うち単身世帯4,400世帯)
調査世帯の選定	二人以上世帯：全国から調査市町村、さらに調査単位区を選定したのち、各調査単位区から12世帯を選定する。(全国52,404世帯) 単身世帯：前記同様、各調査単位区から選定する。(全国4,402世帯)
調査事項	家計簿：勤労者世帯及び無職世帯は収入と支出、個人営業世帯などの勤労者以外の世帯は支出のみ 耐久財等調査票：全ての調査世帯 年収・貯蓄等調査票：全ての調査世帯 世帯票：全ての調査世帯
調査時期	家計簿：二人以上世帯は9-11月の3ヶ月間、単身世帯は10-11月の2ヶ月間 耐久財等調査票：10月末現在 年収・貯蓄等調査票：年間収入は過去1年分(前年12月～翌年11月)、 貯蓄・借入金残高は11月末現在 世帯票：二人以上世帯は9月1日現在、単身世帯は10月1日現在
調査方法	調査世帯が記入の上、調査員が回収する。
調査系統	都道府県・市町村からの調査員

(注) 厚生労働省ホームページ「ナショナルミニマム研究会(第2回)」資料1(2009年12月16日)を参照の上、筆者作成。

調査時期については調査票ごとに異なる。「世帯票」について、二人以上世帯の場合は調査年9月1日現在、単身世帯の場合は10月1日現在の内容である。「年収・貯蓄等調査票」について、年間収入は前年12月から調査年11月までの過去1年分、貯蓄残高や借入金残高は調査年11月末現在の内容である。「耐久財等調査票」については調査年10月現在の内容である。「家計簿」について、二人以上世帯の場合は調査年9~11月の3か月分、単身世帯の場合は調査年10~11月の2か月分である。このように、『全国消費実態調査』の調査時期は特定の2~3か月分に過ぎないため、消費支出や税・保険料を含む「家計簿」の調査票情報は年間ベースでは得られず、またそれゆえ季節性の問題を内包している可能性に留意が必要である。

また、調査方法については調査世帯が記入の上、調査員が回収している（表2を参照）。

以上を踏まえ、『全国消費実態調査』の税・保険料項目における特徴を確認したい。上述のとおり、本調査の調査票（家計簿）では税・保険料項目も含めて、特定の2~3ヶ月間を調査対象としている。一方、実際の納税方法として例えば給与所得世帯などの場合、税・保険料は給与及び賞与から源泉徴収を通じて支払う。したがって、『全国消費実態調査』では調査時期が給与支給の時期を外しているため、税・保険料負担の水準を過小評価している可能性がある。特に所得税の場合、（基本的には源泉徴収税額表の特性から）給与に対しては比較的小さな負担となり、ボーナスなどの賞与に対しては比較的大きな負担率となる傾向が見られる。こうした給与と賞与における負担率の違いから、所得税負担の大きさを過小評価している可能性がある。それゆえ、本稿の考察においてもこれらの点については留意する必要がある。

II-2. 使用データと計算方法

本稿では、『全国消費実態調査』（平成21年調査）の調査票データを使用する。分析対象世帯（使用サンプル）の選定について、まず『全国消費実態調査』では勤労者以外の世帯（無職世帯を除く）については税・保険料を調査していないため、当該世帯を削除する。これにより、本稿では主に勤労者世帯及び無職世帯を対象としている。また、以下で説明する所得や消費、税・保険料などの各項目において空欄や不詳コード付き、（超高所得を示す）トップコード付きの世帯を削除する。さらに調査期間中に世帯構成等が変更された世帯も削除した。この結果、44,176世帯を分析対象としている。

所得については、『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」における年間収入を使用し、以下ではこれを「総所得」と呼ぶ³⁾。

また、消費については、「家計簿」に記載された10大費目の合計を使用し、以下ではこれを「消費支出合計」と呼ぶ。消費10大費目は（1）食料、（2）住居、（3）光熱・水道、（4）家具・家事用品、（5）被服及び履物、（6）保健医療、（7）交通・通信、（8）教育、（9）教養娯楽、（10）その他の消費支出である。

税・保険料については、以下を考察の対象とする。

- （1）勤労所得税
- （2）個人住民税
- （3）消費税
- （4）公的年金保険料
- （5）健康保険料
- （6）介護保険料
- （7）その他の社会保険料（雇用保険料など）

なお、消費税は消費10大費目のうち、非課

3) なお、年間収入の内容（収入内訳）については（1）勤め先からの年間収入、（2）農林漁業収入、（3）農林漁業以外の事業収入、（4）内職などの年間収入、（5）家賃・地代の年間収入、（6）公的年金・恩給、（7）企業年金・個人年金受取金、（8）利子・配当金、（9）親族などからの仕送り金、（10）その他の年間収入が含まれる。

税対象費目を除く消費額に対して0.05 / 1.05を乗じた額として計算している⁴⁾。非課税対象費目は(1)家賃、(2)地代、(3)火災・地震保険料、(4)医薬品、(5)医科診療代、(6)歯科診療代、(7)整骨(接骨)・鍼灸院治療代、(8)自動車保険料、(9)授業料等、(10)教科書・学習参考書教材、(11)外国パック旅行日、(12)保育所費用、(13)介護サービスを対象とする。

『全国消費実態調査』において、消費や税・保険料については各世帯2ヶ月間あるいは3ヶ月間のデータしか存在しない。そこで、各世帯

は当該2ヶ月間あるいは3ヶ月間の平均値をとったのち12倍して年額換算し、さらに(1)式に基づいた等価世帯ベースに換算する。また、所得については年間のデータであるため、各世帯はそのまま年額を用いて、同じく等価世帯ベースに換算する。

$$\text{等価世帯所得(消費、税・保険料等)} = \frac{\text{世帯所得(消費、税・保険料等)}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}} \quad (1)$$

そして、税・保険料の負担率として対所得割合(各税・保険料負担額が総所得に占める割合)を計測する。

Ⅲ. 1時点ベースから見た家計の税・保険料負担

本節では1時点ベースに基づく税・保険料の負担構造を考察する。ここでは以下のような階層別を使用する。

(1) 所得階層別：

世帯の総所得について所得10分位に分類した10階層。(第1階層が低所得層、第10階層が高所得層を表す。)

(2) 年齢階層別：

世帯主の年齢について「30歳未満」「30-39歳」「40-49歳」「50-59歳」「60-69歳」「70歳以上」に分類した6階層。

(3) 職業形態別：

世帯主の職業形態に応じて「勤労者世帯」「無職世帯」に分類した2区分。

保険料合計の負担額は所得階層が高まるにつれて増加している。この背景には所得階層が高まるにつれて主に「所得税」「住民税」「年金保険料」が大きく増加していることが寄与している(図1(1)を参照)。

次に各税・保険料の負担率を捉えると、「所得税」「住民税」「年金保険料」では所得階層が上がるごとに負担率も上昇し、累進的な構造となっている。但し、「年金保険料」において「第10階層」の負担率が「第9階層」よりも低い。これに対して、「消費税」「健康保険料」「介護保険料」では所得階層が上がるごとに負担率は低下し、逆進的な構造となっている(図1(2)を参照)。なお、所得階層別の計測結果を捉えるにあたっては、所得階層ごとにおける年齢構成が必ずしも同じではない点に留意すべきである。通常、所得階層別の作成は各世帯の所得水準に基づいて行うが、所得自体はライフサイク

Ⅲ-1. 所得階層別

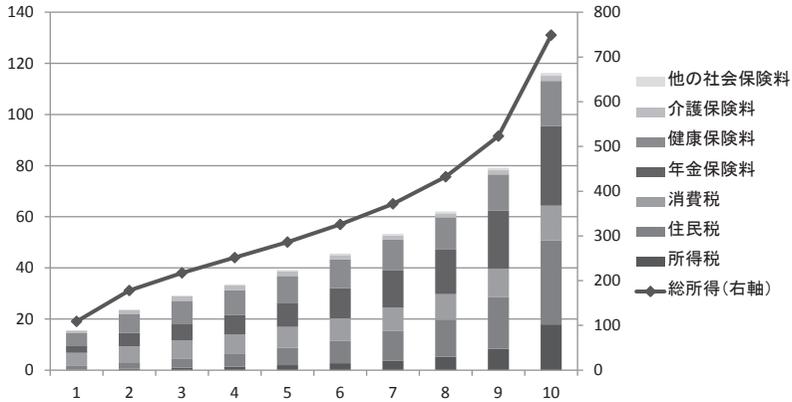
まず税・保険料の金額から捉えると、税・保

4) 現行の消費税制度において、家賃は非課税品目の対象である一方、住宅の購入等は課税対象となる。一方、『全国消費実態調査』の調査票情報(家計簿)では、「住宅又は土地の購入、新築、増改築、住宅ローンなどの費用」は住居費に含まれていない。そのため、こうした住宅購入等に伴う消費税負担の大きさは実際小さくないものの、本稿の分析における消費税負担には反映されていない。したがって、住宅購入等が相対的に多く行われる階層で消費税負担が相対的に過小評価されている可能性がある。

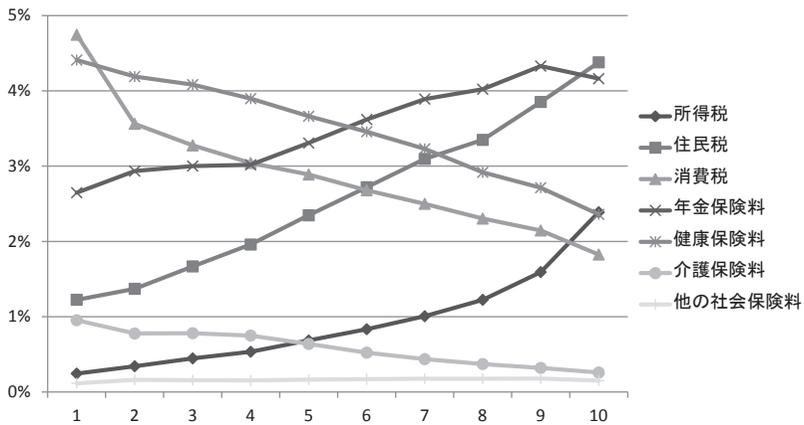
図1 1時点ベースから見た税・保険料負担：所得階層別

(1) 金額

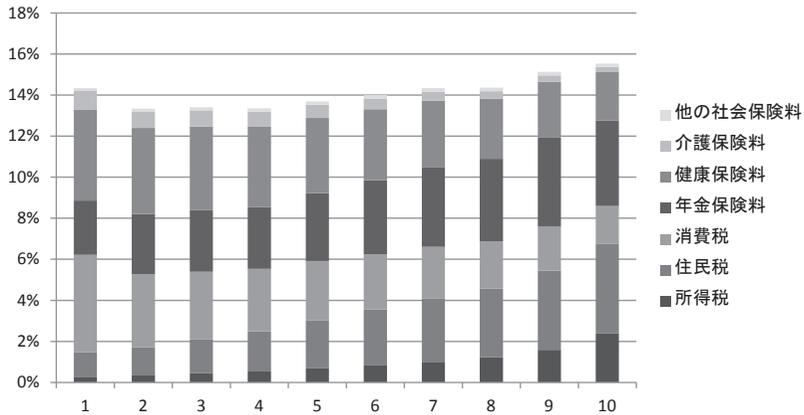
単位：万円



(2) 負担率：税・保険料ごと



(3) 負担率：税・保険料合計



ルの影響を大きく受ける。そのため、ある所得階層に特定の年齢層が多く分布することもある。例えば、低所得階層の世帯では「消費税」「健康保険料」の負担率が大きいものとなっているが、こうした背景には低所得階層ほど高齢者世帯の割合が多いことも影響している。後述するように、この点は年齢階層別の計測結果からも確認できる。また「年金保険料」の負担構造については累進的な結果が示されているが、こうした背景についても同様の要素が影響していると思われる。

最後に税・保険料合計の負担率を捉えると、「第2階層」から「第4階層」までは負担率にほとんど変化はないが、概ね「第2階層」以上で「税・保険料合計」は累進的な構造となっている。但し、「第1階層」の負担率が「第2階層」の負担率よりも高く、この部分において逆進性が確認される。上述のとおり、税・保険料合計の負担額は所得階層が高まるにつれて増加する。この点は「第1階層」と「第2階層」の間でも同じである。他方、所得額については負担

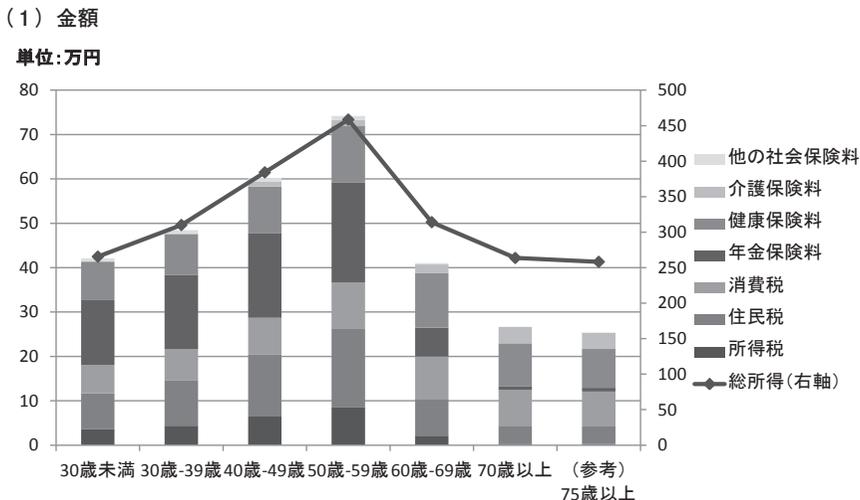
額の伸び以上には増加していないため、「第1階層」の負担率が「第2階層」の負担率よりも高い（図1(3)を参照）。

Ⅲ-2. 年齢階層別

まず税・保険料の金額から捉えると、税・保険料合計の負担額は「60歳未満」の若年・中年世帯（現役世帯）では年代が高まるにつれて増加しており、「50-59歳」といった時期に負担額がピークに達する。この背景には年代が高まるにつれて「所得税」「住民税」「年金保険料」の増加が寄与している。これに対して、「60歳以上」の高齢世帯（引退世帯）では税・保険料合計の負担額は相対的に小さい（図2(1)を参照⁵⁾）。

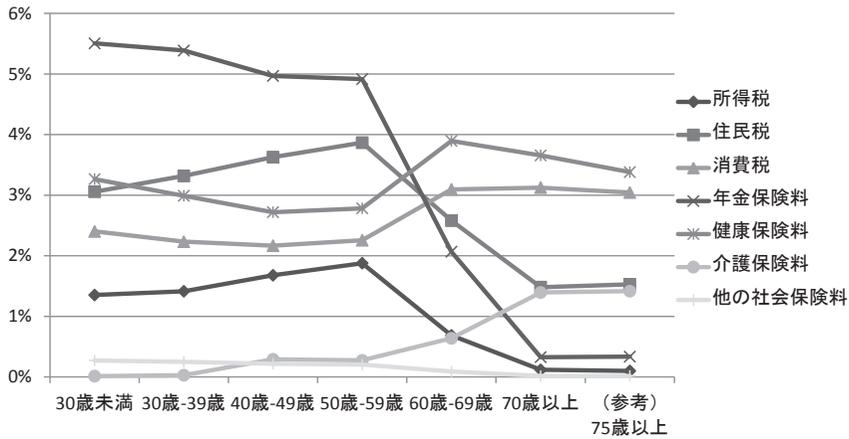
次に各税・保険料の負担率を捉えると、「所得税」「住民税」「年金保険料」が「60歳未満」の若年・中年世帯（現役世帯）で相対的に高く、「60歳以上」の高齢世帯（引退世帯）では相対的に低い。特に「所得税」「住民税」の場合、現役世帯の中でも年齢階層が高いほど負担率も

図2 1時点ベースから見た税・保険料負担：年齢階層別

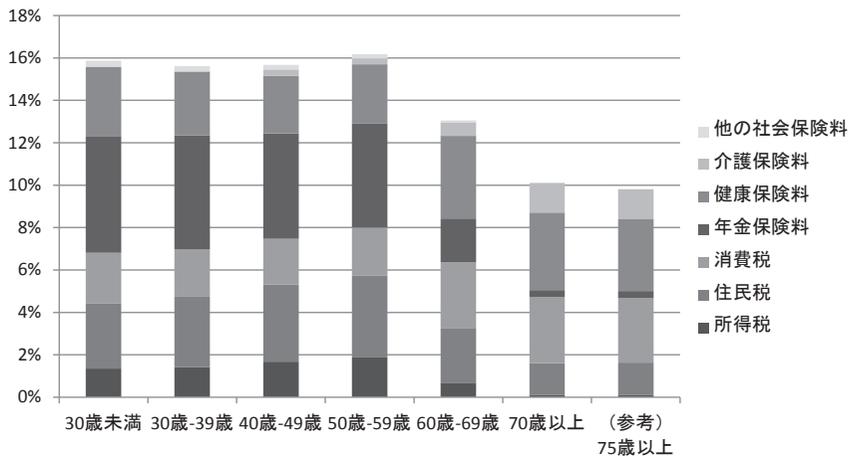


5) 本稿では便宜上、「45歳未満」の世帯を若年世帯、「45歳以上65歳未満」を中年世帯、「65歳以上」を高年齢世帯と表現する。また、「65歳未満」の若年・中年世帯を合わせて現役世帯、これに対して「65歳以上」を引退世帯と表現する。

(2) 負担率：税・保険料ごと



(3) 負担率：税・保険料合計



高くなり、概ね「50-59歳」といった時期に負担率がピークに達する。また、現役世帯においては「年金保険料」の負担率が最も高くなっている。これに対して、「消費税」「健康保険料」「介護保険料」は「60歳未満」の若年・中年世帯（現役世帯）で相対的に低く、「60歳以上」の高齢世帯（引退世帯）で相対的に高い。そして、引退世帯においては「消費税」「健康保険料」の負担率が最も高くなっている（図2(2)を参照）。

最後に税・保険料合計の負担率を捉えると、現役世帯の中では大きな変化はない。こうした背景としては上述のとおり、現役世帯において

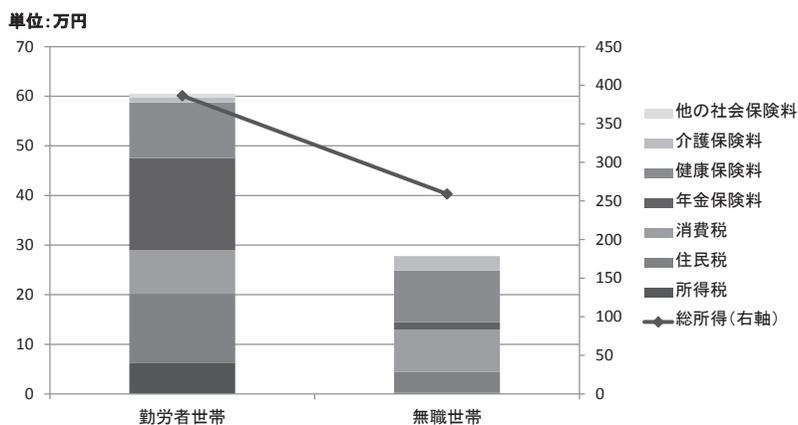
税・保険料合計の負担額は年代が高まるにつれて増加する一方、所得額も年代が高まるにつれて増加するためである。また引退世帯では年代が高まるにつれて、「税・保険料合計」の負担率は低くなっている（図2(3)を参照）。

Ⅲ-3. 職業形態別

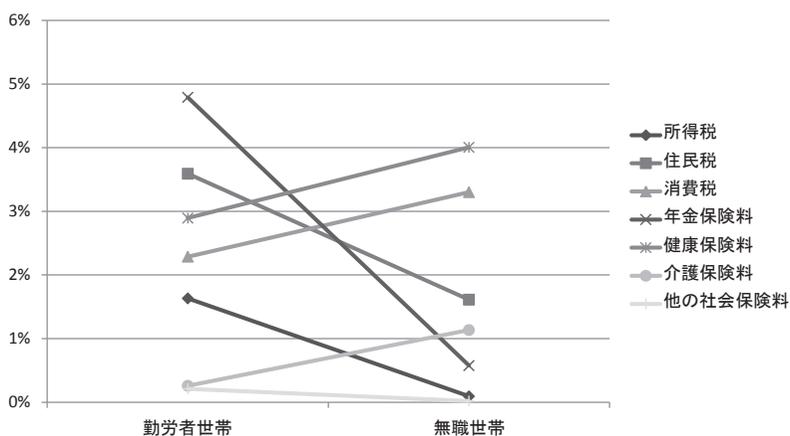
まず税・保険料の金額から捉えると、「勤労者世帯」の方が「無職世帯」よりも税・保険料合計の負担額が大きい。この背景には「勤労者世帯」において「所得税」「住民税」「年金保険料」が大きいことを反映している。他方、「無

図3 1時点ベースから見た税・保険料負担：職業形態別

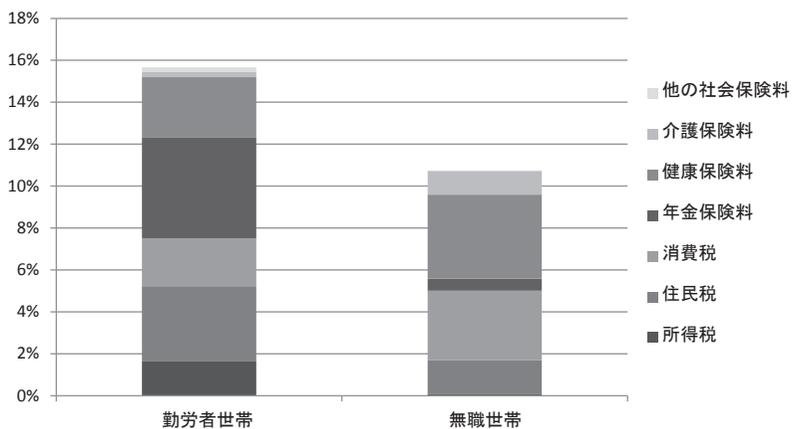
(1) 金額



(2) 負担率：税・保険料ごと



(3) 負担率：税・保険料合計



職世帯」では「所得税」「年金保険料」の負担がほとんどない（図3(1)を参照）⁶⁾。

次に各税・保険料の負担率を捉えると、「所得税」「住民税」「年金保険料」が「勤労者世帯」で相対的に高く、「無職世帯」では相対的に低い。「勤労者世帯」では特に「年金保険料」の負担率が最も高くなっている。これに対して、「消費税」「健康保険料」「介護保険料」は「勤労者世帯」で相対的に低く、「無職世帯」で相対的

に高い。そして、「無職世帯」においては「消費税」「健康保険料」の負担率が最も高くなっている（図3(2)を参照）。

最後に税・保険料合計の負担率を捉えると、「勤労者世帯」の方が「無職世帯」よりも負担率が大きい。また、税・保険料合計の負担額と同様、「無職世帯」では「所得税」「年金保険料」に関する負担がほとんどないことが分かる（図3(3)を参照）。

IV. 生涯ベースから見た家計の税・保険料負担

本節では生涯ベースに基づく税・保険料の負担構造を考察する。生涯ベースの負担を捉える際には生涯所得階層別の作成が必要となるが、ライフサイクル仮説に基づくとき消費は生涯所得の代理変数となり、近年この点を利用して生涯ベースの負担を試算する取り組みがある。但し、特定の消費支出については一時的に大きな支出をせざるを得ず、ライフサイクルの中で平準化できないものもある。本稿では生涯所得をより適切に反映する消費指標に検討を加えつつ、同様のアプローチによる計測を行う。

IV-1. 生涯所得の代理指標として使用する消費水準の検討

生涯所得階層別を作成するにあたって、実際に利用可能な統計は特定の調査時点のものにすぎないため、各世帯の生涯所得を把握することは容易ではない。他方、ライフサイクル仮説に基づくとき、(1時点の)消費は生涯所得を反映する。生涯所得が変化しない限り消費水準も変化せず、また消費水準は年齢階層間で平準化されるからである。但し、生涯所得の代理指標としてどのような消費支出を使用すべきかにつ

いてはそれほど単純ではなく、「消費支出合計（消費10大費目）」をそのまま利用すれば良いというわけでもない。特定の消費支出については世帯属性に応じて一時的に大きな支出をせざるを得ず、ライフサイクルの中で平準化できないものも含まれるからである。例えば子供がいる世帯の場合には教育関連支出を、高齢世帯の場合には医療関連支出を多く支出する。もちろん、教育関連支出や医療関連支出の大きさ自体は家計の経済力からも影響を受けるため、これらの消費支出も生涯所得を反映している可能性がある。しかし、教育関連支出の場合であれば学校・塾等における入学金・授業料を納付する際、医療関連支出の場合であれば実際に診療を受ける際などにおいて一時的に大きな支出をせざるを得ず、またそうした支出のタイミングを変更することが難しい。すなわち、消費水準を時点間（年齢階層間）で平準化することが難しい。そこで本稿では生涯所得の代理指標として望ましい消費支出について検討を加え、具体的には消費水準が年齢階層間で最も平準化される対象項目を求める。以下では、消費支出について3つのケースを比較・検討する。

6) 例えば「勤労者世帯」と「無職世帯」に比較に代えて、「65歳未満」と「65歳以上」を比較した場合においても、ほぼ同様の計測結果が得られる。

ケース1：「消費支出合計」から「教育」を引いたもの

ケース2：「消費支出合計」から「教育」「保健医療」を引いたもの

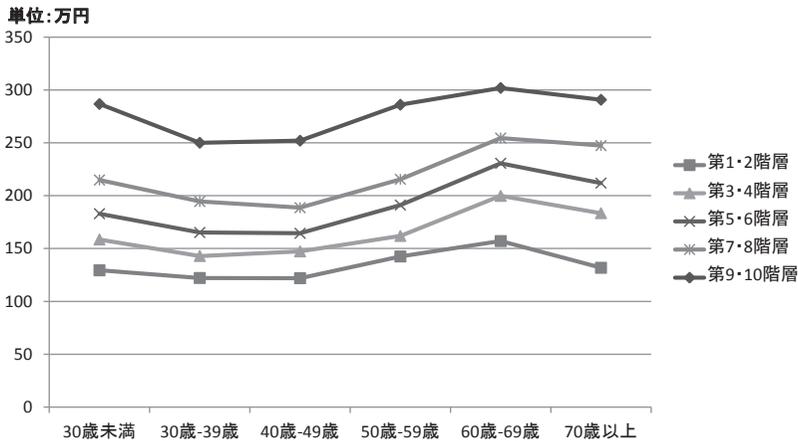
ケース3：「消費支出合計」から「教育」「保健医療」「住居」を引いたもの

はじめに年齢階層ごとに所得階層別を作成したのち、各区分における消費支出金額（平均値）を計算する。具体的には、所得階層別について

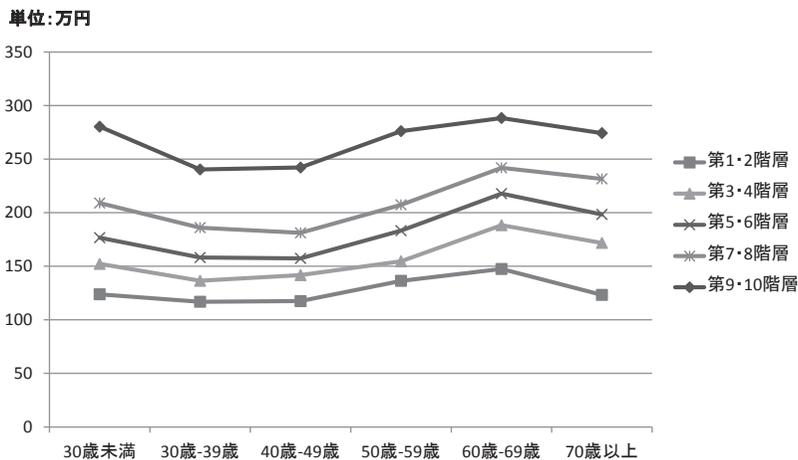
は所得10分位を元にして、「第1・2階層」「第3・4階層」「第5・6階層」「第7・8階層」「第9・10階層」のように5つに分類する。その上で、各区分（すなわち、年齢階層別（6）×所得階層別（5）の30区分）の消費支出を計算した。そして、こうした作業を上記3つのケースそれぞれで行った。その結果、例えばケース1を見てみると所得階層が高いほど消費支出も大きく、これは各年代で安定して成り立っている。また同様に、こうした特徴はケース2やケース3でも成立している（図4(1)～(3)を参照）。

図4 所得階層別の消費水準

(1) ケース1



(2) ケース2



(3) ケース3

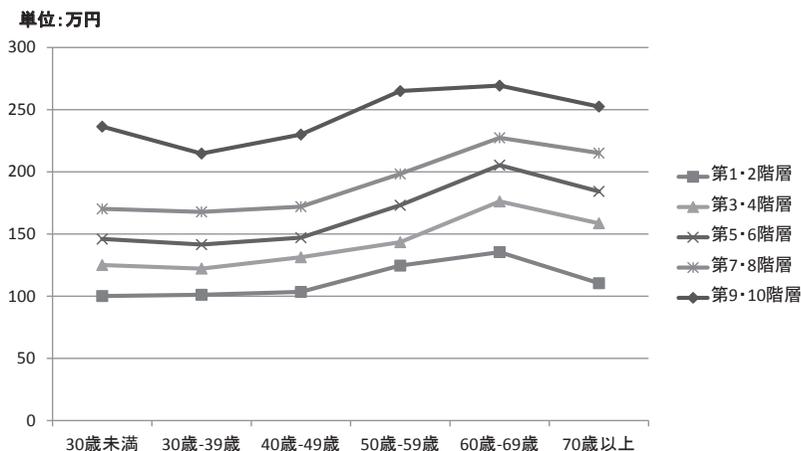


表3 各ケースの記述統計

		第1・2階層	第3・4階層	第5・6階層	第7・8階層	第9・10階層
ケース1	平均	134.123	165.639	191.037	219.215	277.905
	標準偏差	12.348	20.006	23.981	24.562	19.715
	変動係数	9.207	12.078	12.553	11.205	7.094
	変動係数(平均値)	10.427				
ケース2	平均	127.555	157.522	181.939	209.535	266.957
	標準偏差	10.976	17.716	21.443	21.974	18.694
	変動係数	8.605	11.247	11.786	10.487	7.002
	変動係数(平均)	9.825				
ケース3	平均	112.537	142.799	166.216	191.779	244.597
	標準偏差	13.177	19.305	23.431	23.388	19.406
	変動係数	11.709	13.519	14.097	12.195	7.934
	変動係数(平均)	11.891				

ここでは生涯所得の代理指標として最も望ましい消費支出を選定するため、消費支出の変動が最も小さいケースを求めていく。そこで、3つのケースそれぞれにおいて所得階層ごとに消費支出の変動係数を求めたのち、その(所得階層間の)平均値を計算した。その結果、ケース1では変動係数(平均値)が10.427、ケース2では変動係数(平均値)が9.825、ケース3では変動係数(平均値)が11.891であった(表3を参照)。こうした結果を踏まえて、以下ではケース2で使用した消費支出(すなわち、「消

費支出合計」から「教育」「保健医療」を引いたもの)を生涯所得の代理指標として使用する。

Ⅳ-2. 生涯ベースの税・保険料負担

本節では生涯所得階層別の下、生涯ベースの税・保険料負担について見ていく。税・保険料の負担率を計測するにあたっては、まず全年齢階層で共通の生涯所得階層別(消費階層別)を作成し、各世帯をその生涯所得階層別に分類する。その上で、年齢階層別×生涯所得階層別のクロス表において、各区分の所得額(総所得

や負担額（税・保険料）を計算する。次に、生涯所得階層ごとに各年齢階層の所得額を積算して生涯所得額を計算する。同様に、生涯所得階層ごとに各年齢階層の負担額を積算して生涯負担額を計算する。最後に、生涯負担額が生涯所得額に占める割合として、生涯負担率を求め⁷⁾。

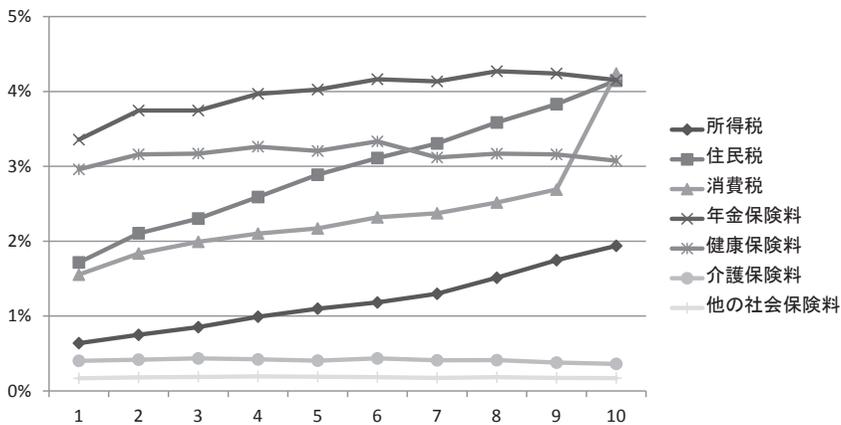
まず各税・保険料の負担率を捉えると、「所得税」「住民税」「消費税」では生涯所得階層が上がるごとに負担率も上昇し、概ね累進的な構造となっている。なお、生涯ベースにおける消費税負担の累進性については既に大竹・小原(2005)や内閣府(2011)でも示されており、本

稿でも同様の結果が確認された⁸⁾。「年金保険料」の負担率は低階層においてやや低いが、概ね階層間で横ばいである。また、「健康保険料」「介護保険料」の負担率も概ね階層間で横ばいであり、比例的な構造となっている(図5(1)を参照)。なお、生涯ベースで社会保険料の負担を捉える際、本来は給付面も合わせて考慮することが望ましい。本稿では保険料負担の面のみに着目しており、その点には留意する必要がある。税合計(所得税・住民税・消費税)の負担率を捉えると、生涯所得階層が上がるごとに負担率も上昇し、累進的な構造となっている(図5(2)を参照)。

最後に、生涯ベースの計測結果を1時点ベー

図5 生涯ベースから見た税・保険料負担

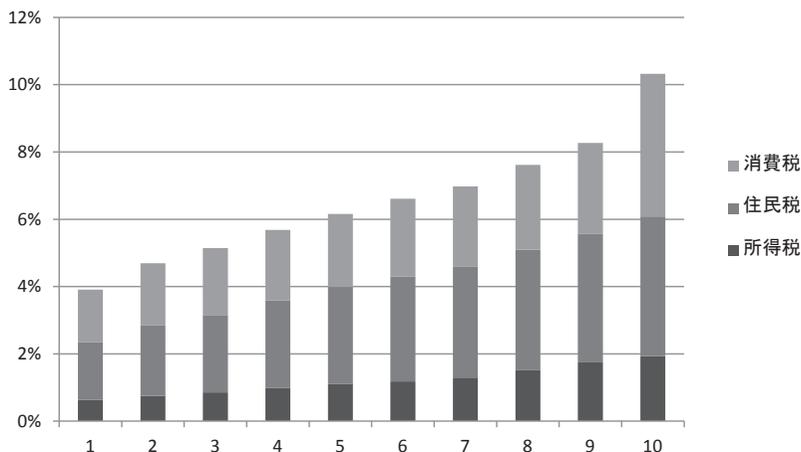
(1) 負担率：税・保険料ごと



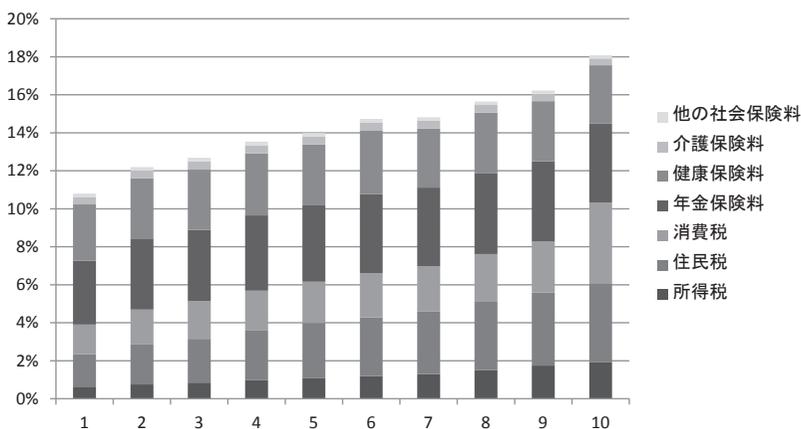
7) こうした計測を行うにあたっては、調査時点における所得や消費、税・保険料負担の動向が生涯にわたって続くことを仮定している。また、各年齢階層の積算に際しては将来の水準を割り引いて計測する必要がある。本研究では割引率に0%、2%、4%の3種類を使用して各ケースの計測を行ったが、ほぼ同様の計測結果が得られた。そのため、本稿では割引率0%のケースのみを紹介する。

8) 1時点ベースから捉える消費税負担の逆進性については、その理由として貯蓄の存在が挙げられる。すなわち、低所得階層では平均消費性向(消費の所得に対する割合)が高く、あるいは平均貯蓄性向(貯蓄の所得に対する割合)が低いため、消費税負担率(消費税負担の所得に占める割合)が大きい。反対に、高所得階層では平均貯蓄性向が高いため、消費税負担率が小さい。これと同様に、生涯ベースから捉える消費税負担の構造については、その背景として遺産の存在が大きな影響を持つと考えられる。すなわち、遺産比率(遺産の生涯所得に対する割合)が高いとき、消費税負担率(消費税負担の生涯所得に占める割合)は小さくなる。反対に、遺産比率が低いとき、消費税負担率は大きくなる。内閣府(2011)が指摘するように、Horioka(2009)では「高所得者ほど遺産が少なく」とする計測結果が得られており、こうした分析結果は(生涯ベースで見た)消費税の累進性とも関わりが深い。

(2) 負担率：税合計



(3) 負担率：税・保険料合計

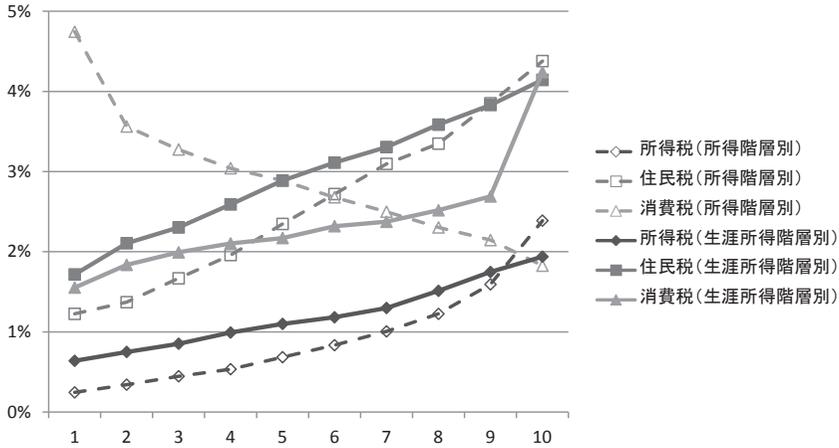


スと比較する。「所得税」「住民税」は1時点ベースと生涯ベースでともに累進的である。但し生涯ベースで捉えるとき、それぞれの累進性はともに1時点ベースよりも緩やかなものである(図6(1)を参照)。上述のとおり、生涯ベースでは「所得税」「住民税」「消費税」の各税目で概ね累進的な構造が確認された。したがって、これらを足し合わせた「税合計」(=所得税+住民税+消費税)の場合もまた累進的となる。特に生涯ベースの累進性は1時点ベースより大きなものとなる。その理由として、「消費税」

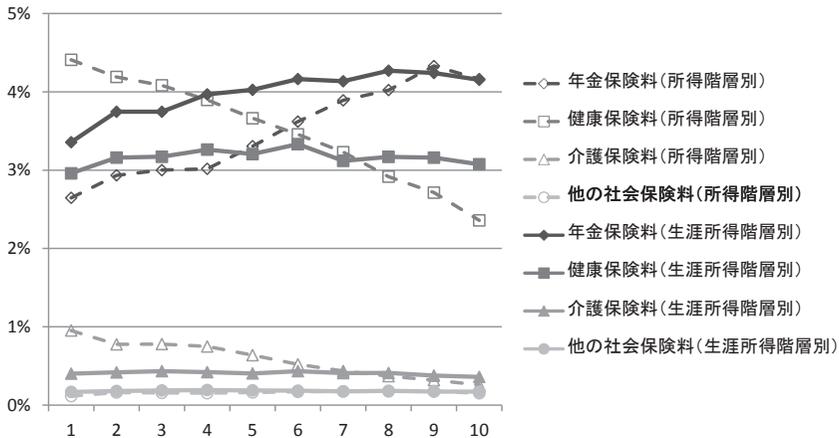
の負担構造が1時点ベースでは逆進的であったのに対し、生涯ベースでは累進的となるためである。次に社会保険料負担について、まず「年金保険料」は1時点ベースでは累進的であるのに対して、生涯ベースでは累進性がより緩やかであり、特に低階層を除けば概ね比例的とも言える。また「健康保険料」「介護保険料」は1時点ベースでは逆進的であったのに対して、生涯ベースではほぼ比例的となっており、逆進性が1時点ベースよりも緩やかであると言える(図6(2)を参照)。

図6 1時点ベースと生涯ベースからの比較

(1) 所得税・住民税・消費税



(2) 年金保険料・健康保険料・介護保険料・その他の社会保険料



V. 結論

本稿では総務省『全国消費実態調査』の家計マイクロ・データを用い、家計の税・保険料負担について1時点ベースと生涯ベースの比較を行いながら考察を行った。負担構造を生涯ベースで捉えるためには生涯所得階層別の作成が必要となるが、ライフサイクル仮説に基づくとき消費は生涯所得の代理変数となり、近年この点

を利用して生涯ベースの負担を試算する取り組みがある。但し、特定の消費支出については一時的に大きな支出をせざるを得ず、ライフサイクルの中で平準化できないものもある。そこで本稿では生涯所得をより適切に反映する消費指標に検討を加えつつ、同様のアプローチを採用して試算を行った。

考察の結果、生涯ベースで捉えるとき、第1に所得税・住民税・消費税は累進的であること、第2に年金保険料・健康保険料・介護保険料は概ね比例的であることが示された。但し、生涯ベースで社会保険料負担を捉える際、本来は給付面も合わせて考慮することが望ましい。本稿では負担面のみに着目しており、その点には留意が必要である。また第3に所得税・住民税の累進性は1時点ベースよりも小さいことが確認された。

本稿で使用した『全国消費実態調査』は家計の所得・消費・資産などを把握する目的で実施されている大規模調査であり、その調査票情報の有益性は大きい。但し、本調査には統計上の特性があることも事実であり、本稿の考察結果を捉えるにあたっていくつかの点には留意する必要がある。第1に『全国消費実態調査』の調査票（家計簿）では、勤労者世帯及び無職世

帯に対してのみ税・保険料項目を調査している。そのため、本稿の分析対象世帯（使用サンプル）は勤労者世帯及び無職世帯に限定され、自営業世帯などの勤労者以外の世帯（無職世帯を除く）は含まれていない。第2に『全国消費実態調査』の調査票（家計簿）では消費支出項目と同様、税・保険料（非消費支出項目）についても特定の2~3ヶ月間を調査対象としている。そのため、季節性の問題などから税・保険料負担の水準を過小評価している可能性がある。これらの問題点に対しては厚生労働省『国民生活基礎調査』を利用することも一つの対処法となるが（例えば調査対象に自営業なども含まれており、また税・保険料については年間負担額を利用することが可能である）、但し『全国消費実態調査』のように充実した消費項目が得られない点には留意が必要である。

参 考 文 献

- Horioka, Charles Yuji (2009), “Do Bequests Increase or Decrease Wealth Inequalities?”, *Economics Letters* 103, pp.23-25
- 阿部彩 (2000) 「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』36(1), pp.67-80
- 阿部修人 (2011) 『家計消費の経済分析』岩波書店
- 上村敏之 (2006) 「家計の間接税負担と消費税の今後：物品税時代から消費税時代の実効税率の推移」『会計検査研究』第33号, pp.11-29
- 宇南山卓 (2011) 「家計調査の課題と改善に向けて」『統計と日本経済』1(1), pp.3-28
- 大石亜希子 (2006) 「所得格差の動向とその問題点」, 貝塚啓明・財務総合政策研究所（編著）『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- 大竹文雄・小原美紀 (2005) 「消費税は本当に逆進的か—負担の「公平性」を考える」『論座』第127号, pp.44-51
- 小塩隆士 (2009) 「社会保障と税制による再分配効果」, 国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44(3), pp.278-289
- 北村行伸・宮崎毅 (2013) 『税制改革のミクロ実証分析：家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店
- 齊藤由里恵・上村敏之 (2011) 「間接税の所得階級別負担」『会計検査研究』第44号, pp.27-40
- 白石浩介 (2011) 「消費税の負担水準と逆進性」日本財政学会第68回大会報告論文
- 醍醐聰 (2012) 『消費増税の大罪：会計学者が明かす財源の代案』柏書房
- 高山憲之・白石浩介 (2010) 「わが国世帯における消費税の負担水準」, 一橋大学経済研究所

- 世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー, CIS-PIE DP No.491
- 田中秀明 (2010) 「税・社会保険料の負担と社会保障給付の構造：税制と社会保障制度の一体改革に向けて」, 一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー, CIS-PIE DP No.481
- 内閣府 (2011) 「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」, 社会保障と税の一体改革, 社会保障改革に関する集中検討会議, 第9回配付資料 (平成23年5月30日), 資料
- 3-4
- 橋本恭之 (2010) 「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号, pp.35-53
- 府川哲夫 (2006) 「世帯の変化と所得分配」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫 (編著) 『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会
- 八塩裕之・長谷川裕一 (2009) 「わが国家計の消費税負担の実態について」『経済分析』182号, pp.25-47